# 平成30年度 環境省税制改正要望 結果概要

#### (1)地球温暖化対策

「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

→ 地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。また、揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。

#### (2)自動車環境対策

地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための 安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

→ 長期検討とされた。

#### (3)森林・自然の維持・回復

市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てることを目的とし、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設を支持する。

→ 個人住民税均等割の枠組みを活用し、年額1,000円を徴収する森林環境税(仮称) を平成36年度から課税することとされた。

また、森林の整備等の財源にあてるため地方団体に譲与する森林環境譲与税(仮称) (譲与額は森林環境税(仮称)の収入に相当する額)を平成31年度から創設することとされた。

### (4)循環型社会

- 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置(法人税、 所得税、個人住民税、法人住民税、事業税)【延長】
  - 一 最終処分場の設置者に対して埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立中にあらかじめ積み立てることを義務付けている金額につき、損金又は必要経費に算入することができるようにするもの。
    - → 以下の見直しを行った上で、2年延長することとされた。

準備金の一括取崩し事由に、特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合及び特定 廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合を加える。

- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備(廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設)に係る課税標準の特例措置(固定資産税)【延長】
  - 一 ごみ処理施設や一般廃棄物最終処分場、PCB廃棄物等処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設といった廃棄物処理施設や、汚水・廃液処理施設のうち、条件を満たすものについては固定資産税の課税標準となるべき価格に特例率をかけたものとするもの。
    - → 以下の見直しを行った上で、2年延長することとされた。

産業廃棄物処理施設のうち廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設については、課税標準を価格の2分の1(現行:3分の1)とする。

汚水・廃液処理施設について、バーク処理装置を適用対象から除外した上、課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1(現行:3分の1)

口 その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(現行:3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)

- 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置(軽油引取税) 【延長】
  - 一 廃棄物処理事業を営む者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に 係る軽油引取税を免除するもの。
    - → 3年延長することとされた。

## (5)その他(他省庁共同要望)

- 省工ネ再工ネ高度化投資促進税制(法人税、所得税、法人住民税、事業税)【新規】
  - → 以下の措置を新設することとされた。
    - ・FITに頼らない再エネの自立化や長期安定発電を促進するため、これに大きく貢献する再エネ設備に対し、適用期間内に取得・建設し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却(20/100)することができるもの
    - ・特定事業者による大規模な省エネ設備投資や、複数事業者が連携して実施する高度な省エネ取組 (先端的な省エネ設備投資、物流効率化に資するシステム構築等)に資する省エネ設備投資について、特別償却(30%(初年度))、又は税額控除(7%)を適用することができるもの
- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税) 【延長】
  - ー 再生可能エネルギー発電設備のうち条件を満たすものについて、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を軽減するもの。
  - → 各発電設備の特例率を見直した上で、2年延長することとされた。
- 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置(登録免許税) 【延長】
- 認定長期優良住宅に係る特例措置(登録免許税、不動産取得税、固定資産税) 【延長】
- 省工ネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置(固定資産税) 【延長】
- 一認定低炭素住宅や認定長期優良住宅、省エネ改修が行われた住宅に係る課税を軽減するもの。
- → 2年延長することとされた。